

建設業者団体の長  
建設関連団体の長 様

北海道建設部建設政策局建設管理課長

人材確保支援事業の周知について（依頼）

北海道では補正予算を活用し、離職期間が1ヶ月以上の求職者が、人手不足が深刻な職種の道内事業所で31日以上在職した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給する「人材確保支援事業」を実施することといたしました。

つきましては、貴団体の会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 事業の概要

対 象	要 件	奨励金等の額
事業所	道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、下記の者を雇用した事業者	<b>10万円</b> ※離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額をR6.12月就労分から3.5%以上増額させた場合は、10万円を加算
個人	離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日から同年6月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の在職実績がある方 ※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。	<b>10万円</b> ※移動費を実費で追加支給（上限10万円）

2 添付資料

- リーフレット 2種類（求職者向け、道内事業所向け）
- 主な対象職種一覧

（建設業係）

## 人材確保支援事業 主な対象職種一覧

職業（中分類）	事 例
008 建築・土木・測量技術者	建築設計技術者、土木設計技術者、測量技術者
023 看護師、准看護師	看護師、訪問看護師
024 医療技術者	放射線技師、理学療法士、歯科衛生士
028 保健医療関係助手	看護助手、歯科助手
029 保育士、幼稚園教員	保育士、幼稚園教員
048 営業の職業	医薬品営業員、自動車営業員
049 福祉・介護の専門的職業	ケースワーカー、ケアマネージャー
050 施設介護の職業	老人ホーム介護員、介護助手
051 訪問介護の職業	ホームヘルパー
055 飲食物調理の職業	調理人、学校給食調理員
056 接客・給仕の職業	ウェイター、ホテル接客係、客室乗務員
058 その他のサービスの職業	添乗員、チラシ配布員、トリマー
059 警備員	施設警備員、道路交通誘導員
071 製品製造・加工処理工（金属製品）	鍛造工、金属プレス工、めっき工
072 製品製造・加工処理工（食料品等）	食肉加工、水産物加工
075 機械整備・修理工	自動車整備、カスタマーエンジニア
083 貨物自動車運転の職業	大型トラック運転手、ダンプカー運転手
084 バス運転の職業	路線・貸切バス運転手
085 乗用車運転の職業	タクシー運転手
089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	ビル施設管理、クレーン工
090 建設躯体工事の職業	型枠大工、とび工
091 建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	大工、左官、配管工
092 土木の職業	建設・土木作業員、舗装作業員
094 電気・通信工事の職業	電気工事作業員

人手不足が深刻な職種の  
道内事業所に就労する皆さまに

最大  
20万円  
支給!

新たな未来へ向け、  
全力応援!

# 奨励金を支給!

令和7年3月1日から同年6月30日までに  
対象職種で就労すると、

**奨励金**  
**10万円**  
支給

さらに  
JR料金や航空券費など、

**移動費**  
**10万円**まで  
実費分支給!

※引越費用等は含みません



## 対象職種

(第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

## 対象者

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日～同年6月30日までに、  
労働時間が週20時間以上かつ31日以上の上の在職実績がある方

※18歳未満又は新卒者の方、在留資格が技能実習の方、就労が認められていない外国籍の方は対象となりません。

申請募集  
人数  
**300人**

＼ 長期離職者の皆様も、この機会をぜひ活用してください! /

## 事業概要

離職期間が1ヶ月以上ある求職者が、人手不足が深刻な道内事業所において、対象職種(表面参照)で労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職した場合に**就労者に奨励金10万円**(+移動費実費 ※上限10万円)、事業者に支援金10万円(+離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合10万円加算)[1回限り]、を支給します。

※移動費実費とは、航空券・JR料金等(引越費用等は含みません)



## 奨励金等の支給要件

### 就労者の皆さま

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日～同年6月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上の在職実績がある方

※要件を満たすには5月31日までに勤務初日となる必要があります。

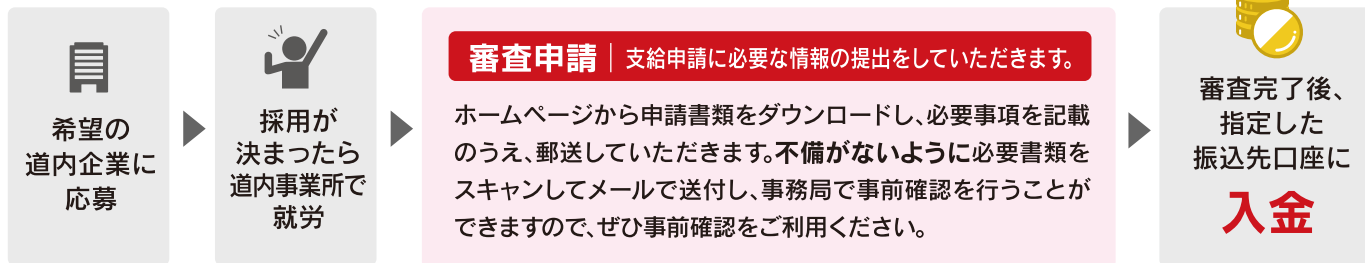
### 北海道内事業所の皆さま

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、対象職種に求職者を一定期間以上雇用する事業者

※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。

## 申請手続きの流れ

申請書類をご準備のうえ、郵送していただきます。



審査申請受付期間 令和7年3月1日(土)～令和7年7月31日(木)(当日消印有効)

※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

## 留意事項

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いたしても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。

※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

⚠ **注意:** 労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、奨励金等は支給されません。

問い合わせ先 「人材確保支援事業」コールセンター

TEL: 050-3613-3016

受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や上記時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

E-mail: jinzaikakuho2025@athuman.com

URL: <https://jinzaikakuho2025.pref.hokkaido.lg.jp>

ホームページはこちら



申請書類送付先 「人材確保支援事業」事務局

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西7-1-5  
札幌ホワイトビル 2階  
TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター2A

「人材確保支援事業」事務局 宛

道内事業者が

人材を期間内に雇用することで

最大  
20万円  
支給!

事業所に**支援金を支給!**

道内事業者が、人材を一定期間以上雇用で

※対象職種で週20時間以上労働、31日以上在職

支援金

**10万円**  
支給

+ さらに!

離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を  
令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合

加算金

**10万円**  
追加支給!

※加算金は、二つの要件を満たしても10万円となります。



未来を築く第一歩!  
支援金で人材確保をサポート!



対象職種

(第5回改定厚生労働省編職業分類による)

「008建築・土木・測量技術者」、「023看護師、准看護師」、「024医療技術者」、「028保健医療関係助手」、「029保育士、幼稚園教員」、「048営業の職業」、「049福祉・介護の専門的職業」、「050施設介護の職業」、「051訪問介護の職業」、「055飲食物調理の職業」、「056接客・給仕の職業」、「058その他のサービスの職業」、「059警備員」、「071製品製造・加工処理工(金属製品)」、「072製品製造・加工処理工(食料品等)」、「075機械整備・修理工」、「083貨物自動車運転の職業」、「084バス運転の職業」、「085乗用車運転の職業」、「089施設機械設備操作・建設機械運転の職業」、「090建設躯体工事の職業」、「091建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)」、「092土木の職業」、「094電気・通信工事の職業」

対象事業者

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、  
上記対象職種に求職者を労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職させた事業者

申請募集  
企業

**200**社

## 事業概要

人手不足が深刻な道内事業者が、対象職種(表面参照)に求職者を労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職させた場合に、事業者に支援金10万円(+離職期間1年以上の方を雇用、または賃金額を令和6年12月就労分から3.5%以上増額させた場合10万円加算)[1回限り]、就労者に奨励金10万円(+移動費実費 ※上限10万円)を支給します。

※移動費実費とは、航空券・JR料金等(引越費用等は含みません)



## 支援金等の支給要件

### 北海道内事業者の皆さま

道内に本店もしくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、対象職種に求職者を一定期間以上雇用する事業者

※要件を満たす方の雇入数に制限はありませんが、事業者への支給は1回限りです。

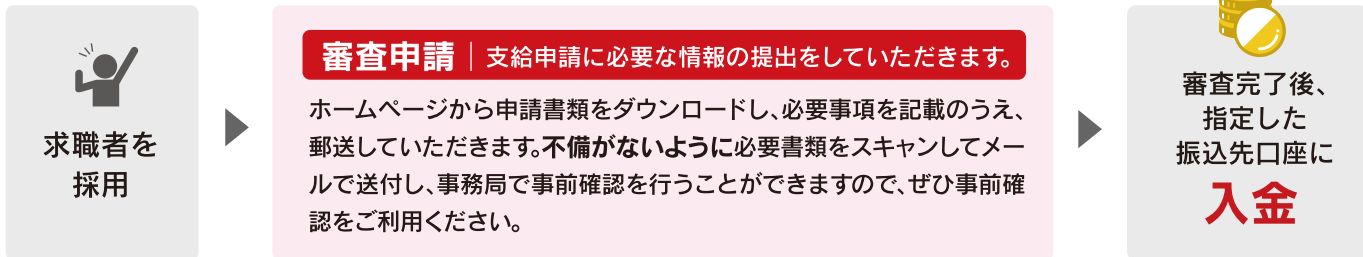
### 就労者の皆さま

離職期間が1ヶ月以上あり、対象職種に就労し、令和7年3月1日～同年6月30日までに、労働時間が週20時間以上かつ31日以上在職実績がある方

※要件を満たすには5月31日までに勤務初日となる必要があります。

## 申請手続きの流れ

申請書類をご準備のうえ、郵送していただきます。



審査申請受付期間 令和7年3月1日(土)～令和7年7月31日(木)(当日消印有効)

※申請期限は勤務初日から2ヶ月以内となります。

## 留意事項

※勤務日の早い順で支給を決定します。奨励金、支援金及び支援加算金は予算の範囲内で支給するため、申請が予算を超えた場合は、申請いただいても奨励金、支援金及び支援加算金は支給いたしません。

※同一の勤務日で予算残額を超える申請があった場合、予算上限に達するまで電子くじによる選定を実施します。

⚠️ 注意：労働関係法令違反が疑われる事由が判明した場合、当方から関係機関に通報いたします。この場合、支援金等は支給されません。

問い合わせ先 「人材確保支援事業」コールセンター

TEL:050-3613-3016

受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

※日曜・祝日や上記時間外はメールで受付し、後日回答いたします。

ホームページはこちら



E-mail:jinzaikakuho2025@athuman.com  
URL:https://jinzaikakuho2025.pref.hokkaido.lg.jp

申請書類送付先 「人材確保支援事業」事務局

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西7-1-5  
札幌ホワイトビル 2階  
TKP札幌ホワイトビルカンファレンスセンター2A

「人材確保支援事業」事務局 宛